2015年2月

# 公開草案 ED/2015/1

# 負債の分類

IAS® 第1号の修正案

コメント期限:2015年6月10日日



# 負債の分類

(IAS第1号の修正案)

コメント期限: 2015年6月10日

Exposure Draft ED/2015/1 Classification of Liabilities (Proposed Amendments to IAS 1) is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **10 June 2015** and should be submitted in writing to the address below or email to commentletters@ifrs.org using our 'Comment on a proposal' page.

All comments will be on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

**Disclaimer:** The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

### Copyright © 2015 IFRS Foundation®

ISBN: 978-1-909704-75-6

**All right reserved:** Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to the IASB provided that such copies are for personal or internal use, are not sold or otherwise disseminated, acknowledge the IFRS Foundation's copyright and set out the IASB's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,

30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: <a href="mailto:publications@ifrs.org">publications@ifrs.org</a> Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'IFRS Taxonomy', 'eIFRS', 'IASB', 'IFRS for SMEs', 'IASS', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRS', 'SIC', 'International Accounting Standards' and 'International Financial Reporting Standards' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Further details of the Trade Marks, including details of countries where the Trade Marks are registered or applied for, are available from the Licensor on request.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

# 負債の分類

(IAS第1号の修正案)

コメント期限: 2015年6月10日

公開草案 ED/2014/1「負債の分類」(IAS 第 1 号の修正案)は、コメントを求めることだけを目的に、国際会計基準審議会(IASB)が公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、2015 年 6 月 10 日までに到着する必要があり、下記の宛先に文書で提出するか又は comment letters@ifrs.org に我々の 'Comment on a proposal' のページを使用して電子メールで送付されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き**: IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準 (国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

#### コピーライト © 2015 IFRS Foundation®

不許複製・禁無断転載:本公開草案のコピーは、IASBへのコメントを作成する目的でのみ作成できる。 そのコピーが個人的又は内部での使用のためのもので、販売又は他の方法で配布されることがなく、 IFRS 財団の著作物であることを明記し、かつ、IASBのアドレスを完全に表示することが条件である。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。 コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,

30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。

# \$ IFRS

IFRS 財団ロゴ/IASBロゴ/IFRS for SMEsロゴ/'Hexagon Device'、'IFRS Foundation'、'IFRS Taxonomy'、'eIFRS'、 「IASB'、'IFRS for SMEs'、'IAS'、'IASs'、'IFRIC'、'IFRS'、'IFRS'、'SIC'、'International Accounting Standards' 及 U\*International Financial Reporting Standards' は、IFRS 財団の商標である。

商標についてのより詳細な情報(商標が登録又は適用されている国々の詳細など)は、要求に応じて許諾権者から利用可能である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している(会社番号: FC023235)。

# 目 次

	ページ
イントロダクション	6
コメント募集	7
[案] IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正	9
審議会による 2015 年 2 月公表の公開草案「負債の分類」(IAS 第 1 号の修正案) の承認	15
[案] IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」に付属する設例の修正	10
「負債の分類」(IAS 第 1 号の修正案)に関する結論の根拠	16

#### 公開草案--2015年2月

# イントロダクション

国際会計基準審議会(IASB)は、この IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案を、負債を流動又は非流動のいずれかに分類するための要件を明確化するために公表した。このトピックは、IAS 第 1 号の第 69 項から第 76 項の対象となっている。

# 主要な提案はどのようなものか

本提案は、負債を流動又は非流動のいずれに分類するのかは、報告期間の末日現在で存在している権利を基礎とする旨を明確化している。これを明確にするため、IASBは次のことを提案している。

- (a) 基準の第73項における「裁量権」を「権利」に置き換えて、基準の第69項(d)の要求事項に合 わせる。
- (b) 基準の第69項(d)及び第73項において、報告期間の末日現在で存在している権利だけが負債の こうした分類に影響を与えるべきであることを明示する。
- (c) 基準の第69項(d)から「無条件の」を削除して、「無条件の権利」を「権利」に置き換える。

IASB は、負債の決済と企業からの資源の流出との間の関連付けを明確化することも提案している。 基準の第 69 項に、決済とは「相手方への現金、資本性金融商品、その他の資産又はサービスの移転 を指す」という旨を追加することによってである。

IASB はさらに、基準におけるガイダンスを再構成して類似した例示をまとめることも提案している。 最後に、IASB は、遡及適用を要求すべきであり早期適用を認めるべきであると提案している。

# コメント募集

IASB は、本公開草案における修正案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 該当のある場合、IASB が考慮すべき代替案を記述している。

IASBは、IAS第1号における事項のうち本公開草案で扱っていない事項についてのコメントは求めていない。

コメントは、2015年6月10日までに到着するよう書面で提出されたい。

### コメント提出者への質問

#### 質問 1――報告期間の末日現在の企業の権利に基づく分類

IASB は、負債を流動又は非流動のいずれに分類するのかは、報告期間の末日現在で存在している権利を基礎とする旨を明確化している。これを明確にするため、IASB は次のことを提案している。

- (a) 基準の第 73 項における「裁量権」を「権利」に置き換えて、基準の第 69 項(d)の要求事項 に合わせる。
- (b) 基準の第69項(d)及び第73項において、報告期間の末日現在で存在している権利だけが負債 のこうした分類に影響を与えるべきであることを明示する。
- (c) 基準の第69項(d)から「無条件の」を削除して、「無条件の権利」を「権利」に置き換える。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

#### 質問 2——決済と資源の流出との関連付け

IASB は、基準の第69項に、決済とは「相手方への現金、資本性金融商品、その他の資産又はサービスの移転を指す」という旨を追加することによって、負債の決済と企業からの資源の流出との間の関連付けを明確化することも提案している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

### 質問 3——経過措置

IASBは、本修正案を遡及適用すべきであると提案している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

### コメントの方法

コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

**電子的に** 'Comment on a proposal page' (go.ifrs.org/comment にある) にアクセス (推奨している方法)

**電子メール** 電子メールでのコメントの送付先: commentletters@ifrs.org

郵 送 IFRS Foundation

30 Cannon Street London EC4M 6XH United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを 求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合 を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳 細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

# [案] IAS 第1号「財務諸表の表示」の修正

第 69 項及び第 71 項を修正する。第 72 項から第 76 項を修正し、類似した例示をまとめるように再編成している。その結果、第 74 項から第 76 項を削除し、第 72 項及び第 73 項をそれぞれ第 73R 項(b)及び第 72R 項(a)に番号変更している。第 139Q 項を追加する。削除した文言には取消線、新たな文言には下線を付している。第 70 項は修正していないが、参照の便宜のため記載している。類似した例示をまとめるように再編成した各項は、下記の表に示している。

元の項番号	移動先の項番号
第 72 項	第 73R 項(b)
第 73 項	第 72R 項(a)
第 74 項	第 73R 項(a)
第 75 項	第 72R 項(b)
第 76 項	第 73R 項(c)

## 流動負債

- 69 企業は、次のいずれかの場合に、負債を流動負債に分類しなければならない。
  - (a) 企業が、企業の正常営業循環期間において当該負債を決済することを見込んでいる場合
  - (b) 企業が、主として売買目的で当該負債を保有している場合
  - (c) 当該負債の決済期限が報告期間後12か月以内に到来する場合
  - (d) 負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期することのできる<u>報告期間の</u> 末日現在の無条件の権利を企業が有していない場合(第<del>73</del>72R 項参照)。負債の条件が、 相手方の選択で資本性金融商品の発行により決済される可能性のあるものであっても、 分類には影響を与えない。

企業は、他のすべての負債を非流動負債として分類しなければならない。

流動又は非流動の分類の目的上、負債の決済とは、相手方への現金、資本性金融商品、その 他の資産又はサービスの移転のうち負債の消滅を生じるものを指す。

- 70 流動負債の中には、買掛金や人件費その他の営業費用の未払額などのように、正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成するものもある。企業はそのような営業関連項目を流動負債に分類する。たとえ決済期限が到来するのが報告期間後12か月超であっても同じである。企業の資産及び負債の分類には、同一の正常営業循環期間を適用する。企業の正常営業循環期間が識別可能でない場合には、その期間は12か月と想定される。
- 71 他の流動負債は、正常営業循環の一部としては決済されないが、その決済期限が報告期間後 12か月以内であるか又は主として売買目的で保有されているものである。例えば、IFRS 第9 号における売買目的保有の定義を満たす一部の金融負債、当座借越、非流動金融負債、未払 配当金、法人所得税、その他の非営業債務の1年以内返済分などである。長期間(すなわち、

#### 公開草案--2015年2月

正常営業循環期間内に使用される運転資本の一部ではないもの)にわたって資金を提供する金融負債で決済期限が報告期間後12か月以内でないものは、第7472R 項(b)及び第7573項(a)の例外を除き非流動負債である。

- 72R 以下は、決済を延期することのできる権利のうち、報告期間の末日現在で存在し、したがって、第69項(d)に従って負債の分類に影響を与えるものを創出する状況の例示である。
  - (a) 企業が、既存の融資枠に基づいて、債務について報告期間後少なくとも 12 か月にわたる借換え又はロールオーバーを見込んでおり、かつ、そうする裁量権する権利を有している場合には、当該債務を非流動に分類する。仮にそのような借換え等がなければもっと短い期間内に決済期限が到来することとなる場合であっても同じである。企業が当該債務をロールオーバーする権利を有していないしかし、債務の借換え又はロールオーバーが企業の自由裁量ではない場合(例えば、当該債務をロールオーバーする借換えの取決めが報告期間の末日現在で存在しない場合)には、企業は、当該債務の借換えの可能性を考慮せず、当該債務を流動に分類する。
  - (b) <u>ただし、企業は報告期間の末日以前に長期借入契約の規定に違反し、それにより当該債務を報告期間後12 か月以内に支払うべきこととなる場合に、</u>貸手が、報告期間の末日までに、報告期間後少なくとも12 か月の猶予期間を与えることに同意した場合にときは、企業は当該負債を非流動に分類する。この猶予期間は、その間に借手が違反を是正することができ、貸手は即時返済の要求ができない期間である。
- 73R 以下は、報告期間の末日現在で存在する決済を延期することのできる権利を創出しない状況の例示である。
  - (a) 企業が報告期間の末日以前に長期借入契約の定めに違反し、それにより当該債務が要求払となる場合には、当該負債を流動に分類する。たとえ、報告期間後に財務諸表の発行の承認前に、貸手が違反の結果としての返済を要求しないことに合意した場合でも同じである。企業は当該負債を流動に分類する。報告期間の末日現在で、当該負債の決済を少なくとも12か月延期できる無条件の権利を有していないからである。
  - (b) 次の場合であっても、決済期限が報告期間後12か月以内に到来する場合には、企業は 金融負債を流動に分類する。
    - (i) 当初の決済期間が12か月よりも長い期間であり、かつ
    - (ii) 長期の借換契約又は決済期限変更契約が完了したのが、報告期間後で財務諸表の発 行の承認前である場合
  - (c) 流動負債として分類した融資に関して、報告期間の末日と財務諸表の発行の承認日との間に下記の事象が発生している場合には、当該事象は、IAS 第10号「後発事象」に従って、修正を要しない後発事象として開示されるであり、報告期間の末日現在の分類には影響を与えない。
    - (i) 長期での借換え
    - (ii) 長期借入契約の違反の是正

(iii) 長期借入契約の違反を是正するための猶予期間を貸手から与えられていて、当該 猶予期間が報告期間後少なくとも12か月である場合

企業は、修正を要しない後発事象を IAS 第 10 号に従って開示する。

74-76 [削除]

...

# 経過措置及び発効日

...

139Q [公開後に日付挿入] 公表の [案]「負債の分類」(IAS 第 1 号の修正)により、第 69 項及び第 71 項の修正並びに第 72 項から第 76 項の修正及び再構成が行われた。第 74 項から第 76 項は削除され、第 72 項及び第 73 項がそれぞれ第 73R 項(b)及び第 72R 項(a)に番号変更された。いくつかの項が、同様の例示をまとめるように再構成されている。企業は、当該修正を [日付] 以後開始する事業年度に IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤 図」に従って遡及適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

### 公開草案--2015年2月

# 審議会による 2015 年 2 月公表の公開草案「負債の分類」(IAS 第 1 号の修正案) の承認

公開草案「負債の分類」は、国際会計基準審議会の14名の審議会メンバーにより公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト

議長

イアン・マッキントッシュ

副議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス

マルティン・エーデルマン

パトリック・フィネガン

ゲイリー・カブレック

スーザン・ロイド

鶯地 隆継

ダレル・スコット

徐 正雨

メアリー・トーカー

張 為国

# 公開草案「負債の分類」(IAS 第1号の修正案)に関する結論の根拠

この結論の根拠は、本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。参照はすべて、別途の記述がある場合を除き、再構成の提案の前の現行の項番号に対するものである。

# 流動負債(第 69 項から第 76 項)

# 背景

BC1 負債の分類に関する原則は IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 69 項に記載されており、そこでは流動の分類を定義している。これらの要件に該当しない負債は、同項に従って非流動に分類される。当審議会は、この分類の原則が基準の 2 つの項に記載されている詳細なガイダンスとどのように相互作用するのかを明確化するよう要望を受けた。当審議会は、決済を延期することのできる無条件の権利(第 69 項(d)で定めている)を有していることが、負債の非流動としての分類の 2 つの基礎として、債務の借換え又はロールオーバーを行う裁量権(第 73 項で定めている)とどのように関連するのか質問された。

# 分類に影響を与える権利の性質

- BC2 当審議会は、第69項(d)における「無条件の」の使用により明瞭性の欠如が部分的に生じていると結論を下した。当審議会は、決済を繰り延べることのできる権利が無条件であることは稀であることに着目した。そうした権利は、将来の期間において借手が契約条項を遵守することを条件としていることが多いからである。この不整合に対処するため、当審議会は、基準の第69項(d)から「無条件の」を削除し、「無条件の権利」を「権利」に置き換えることを提案している。
- BC3 当審議会は、第73項における「裁量権」という用語は混乱を招く可能性があると結論を下し、これを第69項(d)における「権利」の使用と比較した。したがって、当審議会は、基準の第73項における「裁量権」を「権利」に置き換えて、第69項(d)と第73項の要求事項を揃えることを提案している。

#### 分類の基礎としての報告期間の末日現在の権利

- BC4 当審議会は、権利の行使の際に課される可能性のある条件のいくつかの例を検討した。当審議会は、権利に条件が付されている場合には、企業が報告期間の末日現在で当該条件に従っているのかどうかによって、当該権利が分類に影響を与えるべきかどうかが決まると結論を下した。
- BC5 当審議会は、第69項(d)及び第73項に従って負債を非流動に分類する要件は、報告期間の末日現在で存在している権利を基礎とすべきであることも確認した。報告期間の末日よりも後に付与された権利は、報告期間の末日現在の負債の分類に影響を与えるべきではない。
- BC6 これらの要求事項を明確にするために、当審議会は、基準の第 69 項(d)及び第 73 項において、それぞれの項に「報告期間の末日現在の」権利への言及を加えることによって、報告日現在で存在している権利だけが負債の分類に影響を与えるべきである旨を明示することを提案している。

# 債務をロールオーバーする権利

- BC7 当審議会は、ある特定のケース(基準の第73項で記述)を検討した。そこでは、企業が既存の借入枠に基づいて借入れをロールオーバーすることによって負債の決済を延期する権利を有している。この項に従って、企業が当該債務を非流動負債に分類する。
- BC8 当審議会は、これは第 69 項における分類の原則の例外となるものであり、限定的な状況(既存の借入枠に基づいて既存の借入れをロールオーバーする権利が、報告期間の末日現在で存在している状況)でのみ適用することを意図したものであることに留意した。当審議会は、この例外を拡張したいとは考えなかった。
- BC9 「年次改善 2010-2012 年」公開草案では、第73項に「同一の貸手」への言及を含めることによってこの例外を明確化することを提案していた。当審議会に寄せられたフィードバックは、当該文言は、特に協調融資の文脈では実務的でないというものであった。したがって、当審議会は、「同一の貸手」を「同一の協調融資団」を含めるように拡張すべきかどうか、また、そうするとした場合に、協調融資団の構成員の変動により当該協調融資団が「同一の貸手」に該当することが妨げられるのはどのような場合なのかを検討した。
- BC10 一部の審議会メンバーは、リード役の貸手が同じであれば、協調融資団のリスク・プロファイルは変化しないであろうと考えた。リード役の貸手が融資条件の決定に主たる責任を有しているからである。他の審議会メンバーは、同一のリード役の貸手を維持しているだけでは、同一の貸手と異なる貸手との間の区別を設けるための十分に目的適合性のある基礎とはならないと考えた。審議会メンバーは、協調融資はさまざまな方法で組成できることにも留意した。当審議会は、協調融資によって持ち込まれる複雑性と、「同一の貸手」への言及が生じさせる実務上の困難を認識した。
- BC11 当審議会は、ロールオーバーされた貸付けが同一の貸手のものでなければならないという明示的な要求事項を含めることを提案していない。その代わりに、報告期間の末日現在で、分類対象の借入れに直接関係する既存の借入枠に基づいて債務をロールオーバーする権利があることを強調すべきであると決定した。当審議会は、既存の借入枠がなければならないという要求はすでに第73項に明示されていることに留意した。

## 負債の分類の目的上の「決済」という用語の意味

- BC12 当審議会は、負債の「決済を延期する権利」の意味を、負債を流動又は非流動のいずれに分類するのかの文脈の中で検討した。第73項に記述された状況では、当審議会は、借入れのロールオーバーは「決済」を構成せず、当該負債が流動に分類される結果を生じないことに同意した。当審議会は、借入れのロールオーバーは既存の負債の延長であると考えた。当審議会は、負債の決済を企業の資源の流出と関連付けることが重要であると結論を下した。
- BC13 当審議会は、企業からの資源の流出の性質を検討した。多くの負債は、企業からの現金の移転によって決済されることになる。しかし、当審議会は、負債の中には、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」で議論しているように、現金以外の資源(財又はサービスなど)の移転によって決済される義務から生じるものがあることにも留意した。
- BC14 当審議会は、持分決済型の金融商品又は金融商品の一部で、IFRS に従って負債に分類され

るもののケースも検討した。当審議会は、負債を流動又は非流動のいずれかとして分類する 目的上の決済も、そうした金融商品の相手方への資本性金融商品の移転を指すであろうと結 論を下した。

BC15 したがって、当審議会は、分類の目的での負債の「決済」は、さまざまな形態(すなわち、現金、他の資産、サービス、及び一部の場合には、持分)で達成される可能性がある旨を説明することを提案している。

# 後発事象の影響

- BC16 当審議会は、後発事象(企業による契約条項の違反又は早期返済など)が負債の分類に影響を与えるべきかどうかを検討した。特に、当審議会は、決済を延期する権利への適用を妨げる後発事象に関する経営者の予想に対する影響を検討した(借入れを12か月以内に返済するという経営者の意図又は借入れが要求払いとなるような将来の契約条項違反に関する経営者の予想など)。一部の審議会メンバーは、このような提案は経営者の意図及び予想を重視しすぎることになるという懸念を示した。この提案はIAS第10号「後発事象」の例外となると考えた人々もいた。同基準に従って、修正事象は、報告期間の末日現在で存在していた状況の証拠を提供する事象だけである。
- BC17 これらの懸念の結果として、当審議会は、後発事象の影響に関するガイダンスの修正を提案 していない。
- BC18 後発事象が分類の決定に与える影響に関する議論で、分類は報告期間の末日現在の企業の権利に基づくべきであるという当審議会の見解が確認された。報告期間の末日現在で存在している権利に影響を与える状況と与えない状況との間の明確な区別を行うため、当審議会は、基準におけるガイダンスを再構成して類似した例示をまとめるべきであると提案している。

### 経過措置と初度適用

- BC19 当審議会は、経過措置に関する要求事項が IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積り及び誤謬」に示されていることに留意した。同基準は、会計方針の変更を一般的には第 19 項(b)に従って遡及適用し、会計上の見積りの変更を第 36 項に従って将来に向かって適用することを要求している。当審議会は、本提案は会計方針の変更を生じないと結論を下した。むしろ、本修正案は、負債の分類に関する現行の要求事項を明確化するものとなる。したがって、結果として生じる分類の変更は、会計上の見積りの変更の性質の方が強く、これは IAS 第 8 号に従って将来に向かっての適用を正当化することになる。
- BC20 しかし、当審議会は、以下の理由で、これらの提案はそれでも遡及適用すべきだと結論を下した。
  - (a) IAS 第1号の第41項は、企業が財務諸表上の項目の表示又は分類を変更する場合には、 分類変更が実務上不可能である場合を除き、比較対象金額を分類変更しなければならな いと要求している。
  - (b) 当審議会は、提案した狭い範囲の修正の遡及適用は煩雑にはならないと考えた。認識及 び測定ではなく、分類だけを扱っているからである。

- (c) 提案した狭い範囲の修正は、現行の要求事項を明確化するものであり、追加の要求事項 を課すものではない。
- (d) 負債の分類に関する情報は、当期と前期の情報が同じ基礎で表示されている場合に最も 有用となる。
- BC21 当審議会は、早期適用を認めるべきであると提案している。
- BC22 当審議会は、企業が IFRS を最初に採用する際の本修正の影響も検討し、IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の要求事項の免除は必要ないと結論を下した。